

京都市告示第 2 2 5 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 3 年 8 月 1 0 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	上賀茂水5016号	北区上賀茂東後藤町16番地地先 同町6番地地先	
2	南禅寺水0017号	左京区南禅寺北ノ坊町34番地の1地先 同上	
3	修学院水0061号	左京区修学院泉殿町27番地の35地先 同町28番地の10地先	
4	岩倉水0346号	左京区岩倉村松町209番地の2地先 同町208番地の2地先	

(建設局土木管理部道路明示課)